集 発 行

甲府市議会だより編集委員会

甲府市議会だより

昭和50年10月20日発行

甲府刑務所移転

集 무

調和のとれた都市づくりのために

刑務所の早期移転を



関に突当ってしまいました。 継続できないことなどを理由に反対の声があがり、 年十二月から市議会は、 皆さんもすでに御承知のように、移転先は大津町と内定してい 市民の皆さん、甲府市と甲府市議会は鷹野市長時代から今日 甲府刑務所移転に真剣に取組んできました。 しかし残念なことに大津町住民の一部の方々から、 その実現のために活動してきました。 甲府刑務所移転促進のための特別委員会 また、 法務省当局も現刑務所が老朽 特に昭和四十六 移転計画は難 農業が

時期の設定を迫ってきておりま そこで特別委員会では、この事態を打開するために大津町住民 反対の方々から拒否され、 調整案を作成し、 事態は進展 理解と協

化しているので早期にこれを整備しなければならないとして移転

ないまま現在に至っております 市民の皆さん、

住民の快適な生活環境を保障するための開発構想の一環として推 甲府市と甲府市議会は、 甲府市の将来のために、 安易に甲府刑務所を移

進しているものです。 転しようとしているのではありません。 を解決し、 甲府市と甲府市議会は今後限られた時間の中で、 刑務所移転を果さなけれ ばなりません。

今日までの経過と現状をつぶさに皆さんにお伝えし、 府市議会は、「刑務所移転のため 理解ある協力と、 どうか御一読を賜わり、 力強い御支援のもとにこの事業を成し遂げ 皆さんの一そうの御協力をお願いす の議会だより特集号」 市民の方々 を発行して

そのために甲 幾多の難問

府 議

調

正案を全員一致で

甲府刑務所移転

移転が必要か 発展し、将来もなお調和のとれた | く移転してもらい、跡地には学校、要件を満たす刑務所を誘致して、 めに、現在甲府市が、県都として | そこで、刑務所はできるだけ早 | 必要があり、それがために、その 局面 打開に全力

が、刑務所が建てられて水道や電|敷地に触れていて、都市計画の推 近には全く人家がなかったのです 災に会うなど老朽化がひどく、早|市街化が進んでいないのをみても 年以上たっており、建物も古く戦 にさえぎられているため、東への るのです。 目に移されたもので、すでに六十 五年に旧橘町からいまの朝気一丁 く改築しなければならない状態に | 明らかなことでありますが、さら 現在の甲府刑務所は、明治四十 刑務所が移転された当時は、付 通り線と桶屋本通り線の主要市道 も、二本が刑務所の東側と北側の 決定された都市計画街路について に本市の未来の都市像として計画

備されていない所へ建設されたた|態なのです。 |ってその周辺が開発されたのであ||域に指定され、甲府市全体の秩序 設が整備されたので、あとから周一想されます。 都市としての計画が何もなく、整|があるためなかなか進展しない状 り、地域の発展を阻害することに ある発展をしていくための重要な 役割をもっておりますが、刑務所 新都市計画法によって、市街化区 またこの区域は昭和四十六年に ないことになっています。またこ の地域は地形的に東は荒川、南は に指定されて、市街化開発はでき 和四十六年四月に市街化調整区域

会

だ

辺に家が建てられ、市街化された

よ

b

更に今度、中央高速自動車道建設 笛吹川、西は鎌田川にさえぎられ からとり残されることを心配して 者も少なく、住民の大多数が開発 ています。それになお、農業後継 るため、北部も遮断されようと-計画が実施されることになってい のです。 反

甲 府 市 議

市街地としての開発を希望してい るのですが、それには、都市計画

| 都市として、計画的に街づくりを | 保育所、市民会館、公園緑地など | 市街化発展を図ろうとしているの | 所の老朽化を理由に移転のタイム |二|本が、刑務所の広い敷地で完全||和のとれた発展をはかる必要があ||明るく近代的な建物に生れ変り、 ているのです。現状では、若松本 を整備し、東部一帯の開発の拠点 していく上で、大きな隘路となっ|の施設を建てて、市民の生活環境|です。 とするとともに、甲府市全体の調一静岡、大津、金沢などの例もあり、 移転予定地 それに最近建てられた刑務所は | 意向を示し非常にむずかしい事態 展しています。 した周辺はすばらしく開発され発 少しも暗いイメージはなく、移転

となったのです。

| 気やガスなど日常生活に必要な施 | 進に大きく影響を与えることが予 | 農耕地は約八四へクタールあり、 |優良集団農地です。したがって昭 | る中で移転をすることはいうまで 年に土地基盤整備事業を完了した。するための基盤計画をたて整備す その六二%の農地は、昭和四十二 盾をなくして、健全な都市開発を る大津町は、市の最も南に位置し 一方、刑務所の移転予定地であ|定地とする内諾を得ることができ 大津町の現状 ました。もちろん大津町への移転 にあたっては、現在地のような矛 調和のとれた発展を促がし、ひい も昭和四十七年七月に大津町を子 東部をはじめとする既成市街地と もありません。 こうした情勢から、法務省から 甲府刑務所を移転することは、

くりのための要件であるといえる ては甲府市全体の均衡ある都市づ

賛成 対がで 対 立

農業振興の両法の規制をとり除く | 内諾を得て、具体的な移転計画を |として、絶対反対を表明しました。 しかし、予定地を大津町とする

全会一致了承された調整案(一 面図面)の内容は、次のとおり 九月十九日の全員協議会で、 大津町住民の意向を尊重

刑務所移転促進の陳情を受ける国会議員

二農業 て作成し 調 反対地権者二名= 整 案 の 内 容

を継続した

それらの地権者の土地はできる に必要な農地を保障するため、 いという要望に沿い、農業経営 だけ刑務所移転予定地から除く それぞれの立場の人達の所有地

|という方針を堅持し、また現刑務| 理解と協力を得ることにかかって |法務省も、地元に反対のないこと|円満解決のすべては大津町住民の 請するなど、両者が対立した形と┃に対処することになり、特別委員 |リミットを九月に設定したいとの||き率直な意見を聞くこととしまし なり、大津町内は好ましくない状 | 会では、まず法務省へタイムリミ 成し、計画どおりの早期実現を要|も再び特別委員会を設置し、これ 態になりました。これに対して、 誘致に賛成の住民も開発同盟を結 正式に反対の申し入れをする一方 | 全く暗礁に乗り上げた形でした。 成し、四十八年十月に市に対して | 同盟から一切の話し合を拒否され ら反対の声が起り、反対同盟を結 のため努力を重ねましたが、反対 進める段階になって、一部住民か| 市当局も市長以下担当者が解決 た。 いるため、賛成、反対の両者を招 |ットの延長を要請するとともに、 市議会では、改選後の新議会で



移転促進活動経過

(概要)

賛成・反対の両意見聴取

開発が遅れている南部周辺地域の一画は問題であり、反対である。 意見を聞いてみました。 反対の住民十三名のうち九名を、 一、大津町の優良農地への移転計 まず反対意見を要約しますと、 しました。

五、刑務所移転問題でこじれた大 きである。 津地区住民の平和をまず考えるべ 外の施設ではよい。 発の阻害になる。しかし刑務所以 発を考えるべきである。

-県・国会議員に陳

情

北は、 両立をはかる開発構想とする。 状を一部変更し調整した。 したがって、通称高橋街道から Ξ 農業開発地域として水田 農業開発と市街化開発の 畑地に分け、農業の基 議員全員協議会で、全員一致で了 月定例議会のはじめに開かれた一の援助をお願いしたい、というも

県選出国会議員への陳情は、九 | 民の理解と協力を得るための格段

金丸 信氏、中尾栄一氏

協

を 要

請

るため、刑務所とセットで行う。 して開発するには法的要件があ この案を推進するため、 域とするが、

り南は、市街地開発地 盤を整備する。それよ

行われました。

陳情内容は、調整案を作成した

臣、法務省当局への働きかけには

なお、後日改めての法務大 公務のため、同氏秘書が出席され

なお衆議院議員内田常雄氏は、

中村太郎氏 神沢 浄氏 金丸德重氏 小林信一氏

動方針に基づいて、九月三十日に|党派で政治的解決に全面的に協力 承された調整案と今後の議会の活 これに対して国会議員から、超

のでした。

◇参議院議員

の交換誘導をはかる。

務所移転を法務省の主体事業とし 姿勢が最大の要件であるので、刑

当日出席された国会議員は、次 | への協力要請の際には、全議員が

ハックアップするとの同意をいた

全議員十名の理解が得られ県当局

【◇県選出国会議員に陳情

また、引続き十月二日に行われ

代行買収の認可等の決断をさ のとおりです。

|をおいても法務省当局の前向きの| 力強い励ましの言葉をいただきま | た市選出県議会議員への陳情でも |

した。

経過の説明と、移転実現には、何 全議員が連署の上、同行するとの

ことにしたので、当初計画の形

反対者話し合いを拒否

三、むしろ農業基盤整備による開の方向を見出すべく、その要請を一反対者はイメージが悪い刑務所を一る。 できなくなることには反対である。これを中心になお話し合って最暮 る、との了承が得られましたが、 に協力要請し、局面の打開をほか |名中十||名を、それぞれ委員会に||計画どおり、早期に実現すべきで||調整案として、賛成反対の両者に||今後はこれを中心に当局と||致協 |二、農地がつぶれ、今後農業経営が|者の意見が明らかにされたので、|たものであり、全面的に養成であ|1、県、国会議員並びに関係機関 |招いて出席者全員に発言を求め、| ある。なお、換地が必要の場合は | 示して、検討するための話し合い | 力して移転実現をしていくことを | 力要請) |また十九日には賛成の住民六十三|の八〇%以上が賛成しているので| られたので、これを特別委員会の| た結果、全員 | 致でこれを了承し、 四、刑務所ではイメージが悪く開 | にわたる申し出を拒否されてしま | として話し合いを拒否し、要請文 | を講じる。の三点を決め、これに 特別委員会では、七月十四日に また賛成者の意見は、前述した |重し集約した試案を作成し、特別 として、積極的な計画推進を主張した。賛成者からは、農業を継続 できる限りの協力をする。 |大津町の現状の説明があり、町民 | 委員会にはかったところ了承が得 特別委員長が賛否双方の意見を導一一色の各町村の入作者の代表七名しました。 いました。したがって、この局面 したのですが、反対者からは再三| もってくること自体反対である、|三、市民の理解と協力を得る方途 | 昭旬・8 - 大津町牌発促進同盟結成(渡辺一雄会長) で打開するために、やむなく小沢 委員会としては、賛成、反対両 | 望む意見の双方の主張が生かされ | を得る最大の努力をする。 と調整案を返えしてきました。 したいという意見と市街化開発を

|の機会をもってもらう要請をしま |確認しました。

また、豊富、中道、境川、上九 し、さらに自治会へも協力を要請

全員協議会を開き、慎重に協議し さらに今後の活動方針としては と委員会との話し合いを進めてい 必要があるので、それがすんだあ 一、引続き地元住民の理解と協力 また議会では、調整案について さたいとのことでした。 に対象となる地権者とも相談する 部変更することに伴って、新た 昭48・5 法務省当局、現地祝察のため来甲

基づいて、県及び国会議員に陳情

にも提示して協力を求めたところ

移転を実現した静岡刑務所正門

刑務所移転促進には、昭和四十年十二月から今日ま

で取り組んできましたが、その経過については、紙面 の関係で主なものだけを掲載しました。 皆さんの何分の御理 解と御協力を賜わりたいと存じ 今後とも精力的に取り組んでまいりますので、市民の

|昭45·12 甲府刑務所移転促進協議会結成(名誉会長·県知事 会長 |昭40・12 市議会で移転促進の意見書提出を可決

昭46・9 県議会、県知事に対し移転促進の請願陳情を提出 甲府市長 · 顧問· 県選出国会議員 常任相談役·市選出県議会議員

昭46・12 十二月県議会で同請願を採択

◇市議会に甲府刑務所移転促進に関する調査特別委員会設置

|昭47・2 特別委員会、移転候補地を視察(八田村、玉穂村、 |昭4・1 大津町自治会から誘致の陳情 町、御坂町金川原)

昭4・4 県企画調整局、移転促進の窓口となり協力を約束

昭4・7 法務省当局、移転候補地視察のため来甲 昭4・5 法務省、移転を決定 (営繕方式を採用)

昭47・10 移転予定地を大津町に内定(大津町地元代表者に正式協

昭4・10 大津町刑務所設置反対同盟 (渡辺善三会長)から移転反 対の申し入れ

|昭49・7 大津町自治会臨時総会で刑務所移転受入れを決議 昭4・11 地権者反対同盟 (名取秋雄代表) から移転反対の陳情

◇反対同盟、臨時総会無効の声明書提出

盟は拒否) |昭49・12 大里地区自治連による反対同盟と賛成側の仲介 (反対同

|昭5・3 特別委員会、任期切れを控え中間報告 (新議会でも移す に全力をあげるよう要望

|昭50・6 市議会に再び特別委員会設置

|昭5・7 特別委員会、反対同盟の意見聴取(九名出席)

>反対同盟、再度の話し合いは拒否の文書提出

◇賛成者の意見聴取(十一名出席)

昭50・8 反対同盟、話し合い拒否の通告書提出 ◇特別委員会、反対同盟に三度目の話し合いを要請 〉正副特別委員長、促進協正副会長、市選出県議との話し合い

昭50・9 市長、調整案を了承 〉特別委員会、小沢特別委員長の試案を承認(調整案となる。

◇反対同盟から一切の話し合い拒否の申し入れ ◇議会各派代表者会議(調整案と全員協議会について) ◇九月市議会定例会で刑務所移転促進を決議 ◇市議会全員協議会開催(調整案と活動方針を了承) ◇正副特別委員長、入作関係の町村長を訪問し協力を要請

昭50・10 市選出県議に陳情 ◇市内二十四地区自治連合会長へ協力要請